

## 平成 30 年度多治見市社会福祉協議会事業計画

### 基本方針

昭和 43 年 3 月に法人認可を受けた本会は、平成 30 年 3 月で法人化 50 周年を迎えました。この間、公共性・公益性の高い団体として、住民主体の理念に基づき、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指し、福祉課題の解決に向けて様々な事業・活動に取り組んできました。

この 50 年間で、我が国の社会情勢はめまぐるしく変化してきました。特に近年は、少子高齢化、人口減少、働き方の多様化、女性の社会進出、核家族化が進行し、地域における人々の生き方・暮らし方が多様化しています。そして、経済不況による雇用止め・派遣切りなどにより新たな貧困の問題も顕在化してきていることから、今後の福祉課題はますます複雑化・多様化する様相を呈しています。

そのような状況を踏まえて、現在国では、従来の縦割りの社会福祉制度ではなく、生活困窮をはじめ様々なニーズに「丸ごと」対応していくために「全世代・全対象型地域包括支援体制」の新たな福祉ビジョンを打ち出し「地域共生社会」の実現を目指しています。さらに全社協では、新しい福祉課題・生活課題を見据えて、「社協・生活支援活動強化方針」の「第 2 次アクションプラン」を示しており、本会は「第 2 次アクションプラン」の実現化を今年度からの 5 か年の事業展開方針としたところです。

この実現化には、本会が長年培ってきた各種機関や団体とのネットワークの活用が求められているところであり、総合的な相談支援や地域づくりの中核を担う組織として、市民の期待に応えてゆかねばなりません。

このようなことを受けて、法人化 50 周年の節目として、平成 30 年度は次に掲げる項目を柱として事業を実施していきます。

## 1 法人化 50 周年記念事業

法人化 50 周年を迎えるにあたり、これまでの軌跡を振り返るとともに社会福祉協議会としての使命を再認識し、未来に向けて更なる組織の発展を目指すとともに、広く市民に対して本会及び本会事業への理解と社会福祉全般の啓発を図ることを目的とし、様々な記念事業を実施します。

## 2 相談支援体制の整備

住民の「誰でも」「いつでも」「何でも」生活課題に総合的に相談に対応できる体制が必要であり、保健、医療、教育、就労、住宅などあらゆる生活関連分野の専門職や関係機関・団体と連携するなど、相談の受け入れ体制をさらに進めていく必要があります、相談支援体制の整備に向けて取り組んでいきます。

## 3 生活支援コーディネーターの設置

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的として、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすべく生活支援コーディネーターを多治見市より受託設置します。本会が長年地域福祉事業で培ってきた地域ネットワークの活用や地域包括支援センターなどとも連携を図っていきます。

## 4 第 4 期地域福祉活動計画及び第 4 期経営改善計画の策定

長きに渡って本会が取り組んできた地域福祉事業を振り返りながら、今直面している課題を関係者とともに捉え、第 4 期の地域福祉活動計画の策定に取り組んでいきます。また、本会が運営する高齢者支援、障がい者支援、児童支援などの事業に関し、地域福祉との関わりも重要視しながら経営改善に向けた具体的な取り組みを第 4 期経営改善計画として策定します。

## 5 防災・減災に向けた整備

近年、地震や豪雨などの自然災害による被害が、全国いたるところで発生しています。実際に災害が発生した場合の共助の体制づくり（要援護者の見守り、被災者に対する生活支援等）は、日常のコミュニティワークとつながるものであり、防災・減災に向けた啓発に取り組むことにより、市民の関心を高めていきます。

## 主要事業説明書

<b>法人運営管理</b>	
<b>企画総務課</b>	
第4期経営改善計画の策定	第3期事業展開方針を踏まえ、次期経営改善計画を策定し、将来に渡って組織を持続させるとともに、安定的な経営基盤を目指す。
グループホーム建設に向けた整備	障がい者グループホーム建設に向けて、設計及び建築のための財源(補助金)確保に向けて取り組む。
安全な施設管理	総合福祉センターの老朽化が進み、年々修繕箇所が増加している。修繕箇所を早期に発見し、利用者に安全で安心して利用していただけるよう努める。
<b>地域福祉課</b>	
地域福祉協議会の設立と支援	新たな校区での設立を視野に入れた校区単位での福祉会議等の支援及び既存の地域福祉協議会へ地域共生社会の実現に向けた新たな事業提案を行う。
福祉委員活動の推進	福祉委員制度の基礎となる見守り活動の強化を推進するにあたり、小地域による見守り講座の開催や更なるステップアップを提案し、活動を推進する。
相談・支援体制の強化	相談窓口の統合化による横断的な支援体制を整備し、複合的で複雑なケース課題への新たなチームによる相談・支援体制の強化を図る。
<b>介護保険、高齢者の福祉</b>	
<b>ヘルパーステーション（訪問介護事業）</b>	
安定的な運営	制度改正に伴う円滑な移行と柔軟な対応とともに、利用者や家族の要望を把握し、事業展開や他事業との調整により生活・命・人生の質の向上を図る。
ヘルパーの質の向上	ヘルパーの人材育成によるサービスの質の向上を目指し、実務研修、非常勤ヘルパー研修、サービス提供責任者のスキルアップ研修などを実施する。

<b>デイサービスセンター（通所介護事業）／太平・滝呂・南姫・笠原</b>	
安定した事業運営	利用者本位のサービス提供を再認識し、サービスの質の向上に努めるとともに、安定した収入を確保するため、関係機関との連携を強化する。
職員資質向上	各事業所内において、経験年数等に応じた研修プログラムを整備し、さらに外部研修に参加することによって、新しい情報をキャッチして情報共有に努める。
<b>ケアプランセンター（居宅介護支援事業）／金岡・笠原</b>	
ケアプランの適正な作成と管理	利用者及び家族の意向を十分に聞き取り、関係事業者等と連携し介護サービスの適正な活用で自立支援のプランを作成する。
介護支援専門員としての資質の向上	社協内事業所等のカンファレンスの実施、内部・外部研修の企画・参加、法定研修の受講によって、介護支援専門員の質の向上を目指す。
<b>地域包括支援センター／太平・滝呂・南姫・笠原</b>	
地域包括ケアシステムの強化	生活支援サービスの基盤強化に向け、地域資源開発、地域の関係者のネットワークの強化、地域ニーズの把握を進めるとともに、第1層生活支援コーディネーター、市高齢福祉課との連携を図る。
認知症施策の推進	関係機関等との連携と支援体制の強化の構築とともに、中学生を含む一般住民を対象とした認知症への理解を深める啓発活動を推進する。
<b>老人福祉センター／太平・滝呂・南姫</b>	
教室事業の見直しと充実	応募者の少ない教室のサークル化を促すとともに、ニーズに高い教室については新規に開催する。また、介護予防事業の実施方法を見直し、効果的な教室として開催する。
<b>児童福祉、子育て支援</b>	
<b>保育園／若草・池田</b>	
安心安全な保育の充実	発達や健康、安全に配慮し、園児が快く健やかに育つ保育環境の整備を行う。

<b>母子・父子福祉センター</b>	
新規利用者の参加促進と継続的な関係づくり	新規利用者を開拓するとともに、継続的な事業への参加を促すことにより、相談・支援の関係を構築する。
<b>児童センター／太平・滝呂・南姫・旭ヶ丘      児童館／本土・共栄・大原</b>	
子どもの健全育成と子育て支援	年齢別の集団親子遊びを提供するなかで、親同士の交流を深め、育児についての情報交換や仲間づくりを進めることにより子育てを支援する。また、誰もが参加できる行事を実施し、地域間及び多世代間の交流を深め地域全体で子どもを育てる環境づくりに取り組む。 少子化が進むなか、一人一人の子どもが安心して豊かな心を育み、協調性、社会性を身に付け次世代に繋げる事業を展開する。
<b>発達支援センター／なかよし・ひまわり</b>	
保育所等訪問支援事業	支援児が園生活において集団生活に適応することができるよう、支援児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ適切かつ効果的な支援を提供する。

## 障がい者の福祉

<b>障害者福祉センター</b>	
新規教室の開催と新規利用者の促進	既存教室の終了に伴い、新たな教室を企画するとともに、障がい者の社会参加を促進する。また、継続的に利用される登録者の高齢化が進んでおり、新規の利用者を発掘するために事業のPRを進める。
<b>優が丘</b>	
地域に開かれた施設運営	社会・地域との関係維持や促進を図るべく、利用者の地域での課外活動を充実していくとともに、地域における各種行事への参加とともにボランティアの受け入れと利用者の交流を行う。
<b>なごみの杜かさほら</b>	
安定した作業と工賃の確保	利用者の自立に向けた就労及び生活のきめ細やかな支援を充実するとともに、安定した作業と工賃の確保を目指すために、新たな自主製品の開発に取り組む。

<b>グループホーム（共同生活援助）</b>	
宿泊訓練事業～共同生活援助事業	昨年度から引き続いて宿泊訓練を実施するとともに、7月から本格事業へ移行する。
<b>ヘルパーステーション（訪問介護事業）</b>	
安定的な運営	利用者や家族との信頼関係を構築し、利用者ニーズに合わせて適切なサービスの提供を行う。
<b>障がい者相談支援センター</b>	
障がい者相談支援	障がい児・障がい者に対し適切な福祉サービスが受けられるよう、ニーズを反映させたサービス利用計画を作成する。